

農山漁村振興交付金交付要綱

〔制 定 平成 28 年 4 月 1 日 付け 27 農振第 2327 号〕
〔最終改正 平成 30 年 2 月 1 日 付け 29 農振第 1768 号〕
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日 付け 27 農振第 2325 号 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するもの から沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 交付金は、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 3 に定める農山漁村振興推進計画に基づき、実施要綱第 2 の 2 の（1）に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 都市農村共生・対流及び地域活性化対策
- (2) 山村活性化対策

- (3) 農山漁村活性化整備対策
- (4) 農泊推進対策
- (5) 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

3 第1項の(3)の農山漁村活性化整備対策において、農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)別紙5の第6の2に規定する交付金の額の限度(以下「交付限度額」という。)の年度ごとの交付限度額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \frac{\text{交付対象事業ごとに「交付限度額} \times \text{A} - \text{B}」}{\text{により算出した額の合計額}}$$

A：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

4 前項において、交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする事業実施主体(別表の3の事業にあっては、実施要領別紙5の第4の4の規定により活性化計画を提出した計画主体。以下「事業実施主体等」という。)は、交付申請書正副2部を地方農政局長等(別表の1の(3)⑥及び4の(4)②の事業にあっては大臣、別表の1の(1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4の(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあっては、事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 事業実施主体等は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付

金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分 の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第 6 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 7 地方農政局長等は、第 5 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体等に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 事業実施主体等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

第 9 事業実施主体等（地方公共団体を除く。）は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体等（地方公共団体を除く。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 10 事業実施主体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書正副 2 部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第 12 事業実施主体等は、交付事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類 1 部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第 13 事業実施主体等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 4 号の概算払請求書正副 2 部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第 14 事業実施主体等は、交付事業の交付決定に係る年度の各四半期（第 1・四半期及び第 4・四半期を除く。別表の 1 の（3）①及び③、3、4 の（3）並びに 5 の（2）の事業にあっては、12 月とする。）の末日現在において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書 1 部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、事業実施主体等は、交付事業を完了したときは、その日から、1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共

団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日)までに、実績報告書正副 2 部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 第 2 項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第 8 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 16 地方農政局長等は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体等に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日(地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 17 地方農政局長等は、第 10 第 1 項第 3 号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方

農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 事業実施主体等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体等が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 事業実施主体等は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の大臣の定める財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第20 事業実施主体等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体等は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第21 事業実施主体等のうち地方公共団体にあつては、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第22 事業実施主体等のうち地方公共団体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第5から第21まで(第7を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、地方公共団体は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、(1)の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25農振第378号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 農村集落活性化支援事業補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26農振第1918号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知。以下「プロジェクト支援交付金交付要綱」という。)

- 3 2に掲げる通知によって平成 27 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 プロジェクト支援交付金交付要綱の規定により次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業について、平成 28 年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の4の規定により平成 28 年度以降に調整するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前に着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表

| 区分 | 経費 | 交付率 | 軽微な変更 |
|----------------------|---|-------|---|
| 1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 | | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更 |
| (1)地域資源活用対策 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の1に掲げる事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| (2)人材活用対策 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の2に掲げる事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| (3)農福連携対策 | | | |
| ①福祉農園等整備事業 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(1)のアの事業の実施に要する経費 | 1/2以内 | |
| ②福祉農園等支援事業 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(1)のイの事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| ③受入環境整備事業 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(2)のアの事業の実施に要する経費 | 1/2以内 | |
| ④農作業等支援サポーター育成・派遣事業 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(2)のイの事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| ⑤就農等支援研修事業 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(2)のウの事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| ⑥農福連携普及啓発等推進対策事業 | 実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(3)の事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| 2 山村活性化対策 | 実施要領別紙3の別表の具体的な事業内容の欄に掲げる事業の実施に要する経費 | 定額 | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更 |
| 3 農山漁村活性化整備対策 | | | 次に掲げる変更以外の変更 事業メニューの新設又は廃止 |

| | | | |
|------------------|--|--|---|
| | <p>(1) 事業費</p> <p>実施要領別紙5の別表の交付対象事業の欄の(1)から(4)までに掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>実施要領別紙5の別表の交付対象事業の欄の(5)に掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>(1)の事業に係る事務であって、都道府県が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p> <p>(1)の事業に係る事務であって、市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p> | <p>定額(実施要領別紙5の別表の交付額算定交付率の欄のうち(1)から(4)までに掲げる事業の交付額算定交付率(定額、3/10、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10))</p> <p>定額(一体となって実施する上記(1)から(4)までの事業の交付率と同率。ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については1/2とする。)</p> <p>定額(1/2以内)</p> <p>定額(1/2以内)</p> | |
| 4 農泊推進対策 | | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更 |
| (1) 農泊推進事業 | 実施要領別紙7の別表の事項の欄の1に掲げる事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| (2) 人材活用事業 | 実施要領別紙7の別表の事項の欄の2に掲げる事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| (3) 施設整備事業 | 実施要領別紙7の別表の事項の欄の3に掲げる事業の実施に要する経費 | 1/2 | |
| (4) 広域ネットワーク推進事業 | | | |
| ① 都道府県単位における取組 | 実施要領別紙7の別表の事項の欄の4に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(1)の事業の実施に要する経費 | 定額 | |
| ② 全国単位における取組 | 実施要領別紙7の別表の事項の欄の4に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(2)の事業の実施に要する経費 | 定額 | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------------------|--|---|
| 5 農山漁村滞在型旅行 泊食分離実証事業 | | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更 |
| (1) 泊食分離推進事業 | 実施要領別紙9別表の事項の欄の1に掲げる事業の実施に要する経費 | 定額（ただし、実施要領別紙9の別表の事項の欄の1に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる（4）の取組については1/3以内とする。） | |
| (2) 泊食分離施設整備事業 | 実施要領別紙9別表の事項の欄の2に掲げる事業の実施に要する経費 | 1/2以内 | |